

○住宅手当支給基準

(目的)

第1条 給与規程第16条に基づき、この基準を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 世帯主とは、世帯の中心として、主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう

(2) 扶養親族とは、「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載されている扶養親族をいう

(支給対象者)

第3条 住宅手当は、専任教職員及び本務嘱託に支給する。ただし、学園から住居の提供を受けている者には支給しない。

2 同一世帯に属している者が、学園に2名以上勤務している場合は、支給率の最も高い者のみに支給する。

(支給基準額)

第4条 支給基準額は、別に定める「住宅手当支給基準表」による。

(支給月額)

第5条 支給月額は世帯構成により区分し、前条に定める支給基準額に、次に掲げる支給率を乗じて得た額とする。

|      | 世帯構成                              | 支給率  |
|------|-----------------------------------|------|
| 世帯主  | 配偶者及び扶養親族の子女と同居、又はそのいずれかと同居している場合 | 100% |
|      | 扶養親族の父母と同居している場合                  | 75%  |
|      | 上記以外の世帯主                          | 50%  |
| 非世帯主 | 世帯主の配偶者                           | 50%  |
|      | その他の者                             | 30%  |

(申請)

第6条 住宅手当の支給を受けようとする者は、支給事由が生じた日から14日以内に所定の様式により所属長に申請し、承認を得なければならない。

2 住宅手当の支給を受けている者で、世帯構成に変更を生じ、支給率が変更される者又は支給事由を欠くに至った者は、14日以内に所定の様式により所属長に申請し、承認を得

なければならない。

(支給方法)

第7条 新たに住宅手当の支給をうける事由が生じた月又は支給事由を欠くに至った月の住宅手当の計算は、給与規程第4条及び第5条の規程を準用する。

2 支給率に変更が生じた場合の住宅手当の支給は、事由発生月の翌月からとする。

附 則

この基準は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

住宅手当支給基準表

1 住宅手当支給基準額

月額 12,800円

2 世帯構成別支給月額表

| 区分   | 世帯構成                              | 支給月額    |
|------|-----------------------------------|---------|
| 世帯主  | 配偶者及び扶養親族の子女と同居、又はそのいずれかと同居している場合 | 12,800円 |
|      | 扶養親族の父母と同居している場合                  | 9,600円  |
|      | 上記以外の世帯主                          | 6,500円  |
| 非世帯主 | 世帯主の配偶者                           | 6,500円  |
|      | その他の者                             | 3,900円  |

備考 第5条の規定にかかわらず、上記の金額を支給月額とする。

この表は、平成10年4月1日から適用する。